

# 世田谷区指定喫煙場所 設置費等補助制度

世田谷区では、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民、事業者の皆さんとの協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりを実現するため、一般開放可能な喫煙場所の設置及び維持管理に要する経費を補助します。

## 補助内容

補助対象経費		補助率	補助限度額
喫煙場所 設置経費	建築工事、備品工事、備品 購入に係るもの	10分の10	700万円
維持管理 経費	賃料、清掃委託費、その他 喫煙場所の運営に係るもの	10分の5 ※喫煙所面積15㎡以上20㎡未満	120万円
		10分の10 ※喫煙所面積20㎡以上	240万円

※補助額は予算の範囲内となります。

※維持管理経費の補助は、最初に交付を受けた年度から最大5年間となります。

## 補助対象者

- (1) 区内の建物を所有または使用する方
- (2) 区内の土地を所有または使用する方
- (3) その他区長が必要と認める者

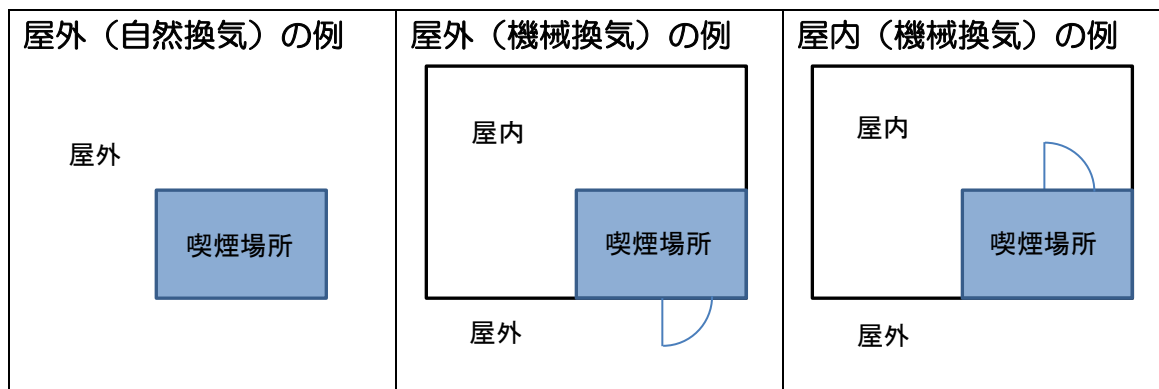
※個人でも法人でも可。国、独立行政法人及び地方公共団体は除きます。

## 対象となる指定喫煙場所

- (1) 世田谷区指定喫煙場所整備指針に基づき内容を審査し相当と認められること。

世田谷区指定喫煙場所整備指針の主なポイント	
共通	車椅子使用者が利用することができる場所であること。 開放日は1日1回以上清掃し、清潔であるよう適切な管理を実施すること。
屋内 (機械換気)	出入口に扉が設けられていること(開放厳禁)。 出入口において、喫煙場所内に向かう風速が毎秒0.2m以上となるよう設計されていること。
屋外 (機械換気)	屋根があるもの。 出入口に扉が設けられていること(開放厳禁)。 出入口及び給排気口以外に喫煙場所ではない区域に対する開口面がないこと。
屋外 (自然換気)	概ね9㎡以上であること。※ただし、補助目的が達成できると認められる場合は、9㎡未満とすることができる。 学校、保育園、児童館等の施設及び世田谷区教育委員会が指定した通学路、病院等に配慮した場所であること。

## 喫煙場所設置イメージ



- (2) 一般に開放し、無料で使用できること。
- (3) 1日8時間以上かつ週5日以上使用できること。
- (4) 指定した場所に、指定喫煙場所の案内表示をすること。
- (5) 区のホームページ等で公開することに同意すること。
- (6) 5年間は継続して運営すること。
- (7) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (8) 指定喫煙場所に係る申請書（（世田谷区環境美化等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則42号以下「規則」という。）第1号様式）が、完了報告までに提出されていること。
- (9) 屋外喫煙所を設置する場合は、その周辺環境に配慮し、町会・自治会その他近隣住民の了解をあらかじめ得ていること。
- (10) 指定喫煙場所が、分煙及びきれいな街づくりの推進につながると認められること。
- (11) 閉鎖型喫煙場所の場合は給排気設備を設けており、排煙が人の往来が多い区域又は他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。
- (12) 屋外分煙施設の技術的留意事項について（平成30年11月9日健発1109題6号厚生労働省健康局長通知）を遵守していること。

## 補助対象経費

- (1) 消費税及び地方消費税相当分は、補助対象外です。
- (2) 補助額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。
- (3) 他の補助金等の交付がある場合は、その金額を差し引いた額を補助対象経費とします。

## 補助金の申請の流れ

### 1. 申請

補助金の申請を受けようとする場合は、以下の書類を提出してください。

#### (1) 設置経費補助

- ① 指定喫煙場所に係る申請書（規則第1号様式）
- ② 世田谷指定喫煙場所設置費等補助金交付申請書  
（世田谷区指定喫煙場所設置費等補助要綱（以下「要綱」という。）第1号様式）

### ③添付書類

- ・屋外（自然換気）喫煙場所設置の場合、土地の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）
- ・屋内喫煙場所設置の場合、建物所有者は建物の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）、使用者は賃貸契約書の写し
- ・喫煙場所を設置する場所の周辺の地図
- ・喫煙場所の図面（換気扇等の設備及び排気先位置等が分かるもの）
- ・喫煙場所の設置に係る経費の見積書の写し
- ・その他区長が必要と認める書類

## (2) 維持管理経費補助

### ①世田谷指定喫煙場所設置費等補助金交付申請書（要綱第1号様式）

### ②添付書類

- ・維持管理経費に係る見積書の写し
- ・その他区長が必要と認める書類

## 2. 交付決定

区は現地調査等による審査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金交付決定通知書（要綱第2号様式）により申請者に通知します。

## 3. 変更もしくは中止する場合

- (1) 補助金の交付の決定を受けた後に、内容を変更する場合は、あらかじめ世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金変更申請書（要綱第4号様式）を申請してください。ただし、軽微なものについては担当課までご相談ください。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた後に、指定喫煙場所の設置を中止する場合は、あらかじめ世田谷区指定喫煙場所等設置中止届出書（要綱第7号様式）により申請してください。

## 4. 完了報告（設置経費補助の場合）

指定喫煙場所の設置工事が完了したときは、次の書類を提出してください。

- (1) 世田谷区指定喫煙場所設置工事完了報告書（要綱第9号様式）
- (2) 添付書類
  - ・設置工事等に係る領収書の写し
  - ・設置工事等に係る経費の内訳が分かる書類
  - ・その他区長が必要と認める書類

## 5. 維持管理経費に係る実績報告

補助金交付に係る会計年度終了後、以下の書類を速やかに提出してください。

- (1) 指定喫煙所の維持管理に係る実績報告書（要綱9号の2様式）
- (2) 添付書類

- ・補助対象経費の支払いを証する書類（領収書等）及び内訳の分かるもの。
- ・その他区長が必要と認める書類

## 6. 補助金額の確定

区は現地調査等による審査を行い、その内容が補助金の交付要件に適合していると認めるときは、世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金交付額確定通知書（要綱第9号の3様式）により申請者に通知します。補助金の交付要件に適合しない場合は、是正を求めることとなります。

## 7. 補助金の請求

補助金が確定したら、世田谷区指定喫煙場所設置費等補助金交付請求書（第9号の4様式）を提出してください。

## 交付決定の取消し

次に該当すると認められた場合は補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を請求します。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 指定喫煙場所の要件を満たさなくなったとき
- (4) 指定喫煙場所の設置を中止したとき
- (5) 指定喫煙場所を廃止したとき
- (6) 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

以上の理由により補助金の返還を命じたときは、補助金受領の日から返還されるまでの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した違約加算金を納付いただきます。納付期日までにお支払いいただけなかった場合は延滞金が加算されます。

## 喫煙場所を廃止する場合

設置した喫煙場所を廃止することになったときは、世田谷区指定喫煙場所廃止申請書（要綱第8号様式）により申請してください。その時点で供用開始から5年間経過していない場合は、経過年数に応じて補助金を返還していただきます。

各種様式は、世田谷区ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.setagaya.lg.jp/O1101/4804.html>)

問い合わせ先

世田谷区環境政策部環境保全課

〒158-0094

世田谷区玉川1-20-1

電話：03-6432-7129 FAX：03-6432-7981